

## 平成27年度 第2回 広島市環境影響評価審査会 議事録

議題：海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について

1 日時：平成27年8月25日（火） 10：00～12：15

2 場所：広島市役所本庁舎 14階 第7会議室

### 3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

今川朱美、河野憲治（副会長）、高井広行、土田孝、内藤望、中西伸介、  
長谷川弘、林武広、堀越孝雄（会長） 以上9名出席

(2) 事業者

広島ガス株式会社

(3) 事務局

胡麻田環境局次長、寺本環境保全課長、小田課長補佐 他2名

(4) 傍聴者

3名

(5) 報道機関

1社

### 4 会議概要

(1) 審査会は公開で行った。

(2) 前回の審査会で各委員から出された意見に対する補足説明を事業者から受けた後、海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する答申案について、審議を行った。

### 5 審議結果概要

(1) 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する答申案について、各委員から意見が出された。

(2) 各委員から答申案に対する意見が出され、答申案を修正することになった。

(3) 最終的な答申文については、会長に一任することになった。

### 6 会議資料

資料1 「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」に対する意見及び質問の概要等

資料2 「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」への意見とその取扱いについて

資料3 「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」について（答申案）

参考資料1 広島県環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価の手続

参考資料2 住民からの意見書

[審議結果]

○小田課長補佐 定刻になりましたので、只今より、平成27年度第2回広島市環境影響評価審査会を開会いたします。本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりくださり、誠にあ

りがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境保全課の小田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審査会は、12時までを予定しておりますので、御協力の程よろしくお願いいたします。なお、本日の会議は、定員16名に対して、御出席の委員が現在9名と定足数の過半数に達しておりますことを御報告申し上げます。ここで、開会にあたりまして、環境局次長の胡麻田がごあいさつ申し上げます。

**○胡麻田環境局次長** 環境局次長の胡麻田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、前回に引き続きまして「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」についてのご審議をいただくことになっております。方法書をこれから審議していただいて、事業者の方にはこれから出されます知事の意見を考慮し方法書に記載した案に検討を加えて、項目や手法を選定して環境影響評価を行うという手続きの中で、その大元になるもののご審議をお願いしております。

知事意見は、今回の審査会の意見を踏まえた答申を基に作成する市長意見を考慮した上で作成されますので、本日の審議は大変重要なものだと思っております。

皆様方には、忌憚のないご意見をいただいて、事業者様に、より良いものにしていただけるように、お願いしたいと思っております。9月10日が市長意見の期限となっております。それまでに、市長意見を作成して知事に提出したいと思っておりますので、その点からも本日が1番大事な審議ではないかと思っております。本日皆様方から色々な視点でのご意見をいただけたら、幸いに存じます。それでは、本日はよろしくお願いいたします。

**○小田課長補佐** ありがとうございます。引き続きまして、本日の審査会の配付資料の確認をお願いいたします。資料といたしまして「平成27年度第2回広島市環境影響評価審査会配席表」、「次第」、それから資料1「「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」に対する意見及び質問の概要等」、資料2「「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」への意見とその取扱いについて」、資料3「「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」について（答申案）」、それから参考資料1「広島県環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価の手法」、参考資料2「住民からの意見書」がございます。本日お配りさせていただいている資料は、先日送らせていただいている資料と変更ございません。不足がありましたら事務局にお申し付けください。それでは、これからの議事進行は、堀越会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**○堀越会長** おはようございます。生憎の天候の中、ありがとうございます。

それでは議事に入ります。先日の審査会で諮問を受けました「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」につきまして、本日も引き続き審議をいたしたいと思っております。

それでは、まず、資料1につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

**○寺本環境保全課長** 環境保全課長の寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1でございますが、「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見及び質問の概要等」ということで、先月の17日に開催した審査会で委員の皆様からいただきました「意見及び質問の概要」を左の欄に、それに対する「事業者の回答」を右の欄に、それぞれまとめて記載しています。また、4ページ目については、前回の審査会の終了後に、委員の皆様から追加いただいた意見等を左の欄に記載しております。「意見及び質問の概要」の黒丸は、答申案の意見として検討したものとなっております。表中のアンダーラインの箇所と、4ページ目の右の欄は、前回の審

査会終了後に、事業者の方からの修正又は追加の説明を記載しています。それぞれの項目の記載内容については、資料2に重複して記載しており、後ほど、ご説明いたしますので、ひとまず、ここでは省略させていただきます。以上でございます。

**○堀越会長** ありがとうございます。まず、資料1について、でございます。

資料1の「事業者の回答」、1から3ページですね、アンダーラインの部分。それから4ページの部分は、追加の事業者様のほうからの回答です。では、まずこの内容について、ご説明お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**○事業者** おはようございます。広島ガスの水野です。本日も前回の審査会に続き、事業者として審査会に出席させていただき、ありがとうございます。委員の先生の皆様方、それから事務局の皆様方に改めて感謝します。ありがとうございます。

さて本日は、前回の審査会でご議論いただいた内容につきまして、少し分かりにくい部分、それから私どもの説明に行き届かない部分が何点かあったかと思ひます。その部分につきまして、ご理解を深めさせていただくために、補足説明をさせていただくことと、前回の審査会以降、追加でご質問いただきました内容につきましても、この場で回答させていただきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。それでは早速ですけども、担当から説明させていただきます。

広島ガスの藤井です。それでは資料1の下線を引いた部分について、補足説明をさせていただきます。最初に1ページ目、項目が発電燃料に関する事項の2つ目の丸について、バイオマスとして竹の利用を検討してほしいというご指摘をいただひています。そちらの回答へ補足を追加しており、前回の審査会では「竹に含まれる成分がボイラーの腐食発生要因となります」と回答しましたが、より具体的に「竹に含まれる塩素等の成分」と追加しています。

それから、項目の3番目、発電設備の概要のところでは、「ボイラーの排気筒について、高さが5.9メートルと非常に大きなものであり、飛び出るような形となるのではないか」という確認に対して、回答しています。前回の審査会では「排気筒はボイラーに併設させて設置いたします」という回答でしたが、今回補足として「ボイラーの架構に併設して設置します」ということで、追加しています。架構とは、ボイラー自体が自立できる構造ではないので、鉄骨のフレームを設置して、そこに吊り下げるような構造になっています。排気筒につきましても、こちらの鉄骨のフレームに併設しますので、補足として追加をしています。

続いて、項目の5番目、粉じんに関する事項の一番上の丸です。「フライアッシュのサイズ、色、重さなどについて、教えてほしい」という確認をいただひています。これに対して前回の審査会では「灰であり小さなものです」とか「灰色っぽい」という漠然とした回答をしています。ただ、バイオマスについては、現在検討中であり、バイオマスの種類によっても、灰の性状が変わってきますので、こちらについては、現在、詳細検討を進めているところですが、補足として「フライアッシュの粒径は数百マイクロメートル程度、色は灰色を想定している」という文言を追加しています。

続いて同じ項目の上から3つ目の丸です。「フライアッシュはバグフィルターで集めて、どのように処理するのか」という確認に対して、前回の審査会では「飛散防止をして運搬する」との回答でしたが、補足を加えまして「フライアッシュはバグフィルターで捕捉し、灰貯蔵バンカへ集めた後、運搬する前に加湿し飛散防止をした上で周囲に漏洩しない措置を講じます」とう文言を追加しています。1ページ目は、以上です。

続きまして説明します。中電環境テクノスの森田です。よろしくお願ひします。2ページ目の最初の段落、大気質というところで、先般、林先生より「調査地点は、事業実施区域の南北方向2地点に加え

て、東西方向にも設定したほうがいい」というご意見をいただいています。事業者としては、回答は「ばい煙の影響範囲については、今後の予測・評価の中で明らかにしたい」ということで具体的な話をしなかったとすることがあり、この度、アンダーラインに記載のとおり、文言を追加しています。「大気質調査の調査地点の選定に当たっては、事業計画諸元を基に大気質の簡易予測を実施し、大気質の年平均値の最大着地濃度地点を求めました。この結果に基づいて大気質の調査地点として対象事業実施区域の周辺地域に位置する、広島県の大気常時監視測定局である海田高校局を調査地点として選定しました。また、住居等が多く分布し、かつ既存の測定局がない対象事業実施区域の周辺地域の2地点について、調査地点とする計画としました」ということで、こういう考えを基に調査地点を設定しているということも補足したいと思います。これにつきましては、パワーポイントで、後程、説明したいと思いません。内藤先生からも同様なご意見いただいていますので、後でまとめて回答したいと思います。

続きまして、騒音です。騒音の二つ目の丸、中西先生からいただいたご意見「新しくできた住宅地の近傍を資材等運搬車両が通行することになる。道路交通騒音の調査地点は、その新しくできた住宅地への影響を考慮して選定してほしい」です。その際の事業者の回答としては「今後の予測・評価の中で明らかにしてまいります」ということを説明しました。ここも少し補足させていただくということで、アンダーラインのところを追加しています。具体的には「図4. 2 - 4に調査地点を設定していますけども、その調査地点の1地点につきましては、新しい住宅地の近傍にも設定しております」ということを説明したいと思います。

続きまして、3項目目の水質です。「水耕培養液の濃度に相当する窒素、リンを大量に排水することについて懸念がある。窒素、リンを低減させる工夫を考えてほしい」というご指摘をいただいています。それに対して、前回の審査会では「本計画が水濁法に基づく特定施設を設置するものではないのですが、窒素・リンについては、水濁法の排水基準を参考に管理基準を設定しております」という回答をしており、考え方を補足で追加しています。「管理基準設定につきましては、荒天等による工業用水の水質悪化、また発電設備運転時の水質変化等を考慮し、水質汚濁防止法排水基準の半分を目安に設定しております」という文言を追加させていただいています。

続いて、水質の丸の二つ目、これは清水先生からいただいたご意見です。「温度のある排水（平均28℃）が、海域の生物相へ与える影響は小さくない」、「温度のある排水が、閉鎖的な海田湾の生物相にどう影響を与えるかについて、3定点のみで評価するのは少ない気がする。もう少し長期的に広い範囲で定点を設けて評価する必要があるのではないか」、「定量的な評価手法に切り替えることは不可能なのか」というご意見でした。これについて以前は「3,000トン弱という排水であること、よって近傍にしか影響はありません」というような回答でしたが、少し具体的に詳しく記載しました。「日量平均2,795トン(36リットル/秒)の排水が排出されることになりましたが、環境影響評価で一般的な新田式で事前に行った簡易予測により、影響は排水口近傍に限られることを想定しており、排水口から離れていくほど拡散されるため、海田湾近傍に生息する生物への影響は少ないものと考えています。なお、ご指摘の3つの調査地点は水質調査のための調査地点と想定しております」ということです。パワーポイントを用意していますので、追加説明をしたいと思いません。真ん中に赤く滲んでいるのが、新田式による拡散範囲を示しています。点線で囲んでいるのが事業実施区域です。これは新田式によるものですから、排出したものの濃度がおよそ100分の1になるという範囲を表しています。ですから、10℃の水を排出すると、0.1℃まで下がるということになります。

事業者として狭いと想定していることの根拠を説明したいと思います。中公審（中央公害対策審議会）の温排水部会の「温排水問題に関する中間報告」というものがありました。中公審はすでに廃止になっていますが、その当時のものです。その中では「温排水の排出される排水路及びその排出に伴い常時2℃から3℃以上昇温している水域の範囲内で生物相が変化したり、その種類数が減少したりする現象が見られることがあるものの、この水域を離れると生物相の顕著な変化は知られていない」ということが書かれています。「ただ海苔等非常に温度に敏感なものについては、1℃の昇温においても影響が

見られることもある」ということで、これは過去から現在にかけ定説として言われています。そういうことがありますので、事業者としては環境影響を予測する、考慮する範囲としては、海水温の上昇1℃の範囲を基準に物事を考えることにしています。結果、このたびの事業に伴う影響範囲は非常に小さい・狭いということが言えると思います。さらに、新田式、並びに、ジョセフ・センドナー式というような簡易計算式を用いまして、1℃、2℃、3℃の温度の上昇範囲を試算した結果です。極々排水口から近く、ほとんど認識するのが難しいくらいですが、1℃が30メートル弱、2℃が15メートル弱、3℃が10メートル弱というような範囲になります。こういうことですので、先生から以前ご指摘いただいた海田湾への影響云々ということについては、我々はまずそういうことは懸念する必要はないと思っていますし、加えて影響評価を別途このために実施するという必要性は薄いのではないかと考えています。

続いて説明をします。3ページ目の2項目の景観の一番下の丸のところです。「送電線は、敷地外は中国電力で、敷地内は広島ガスという区切りもないのか。発電施設の建物から外れたら送電システムに入り、敷地内に埋設していたとしても、それは送電施設になって、今回の発電施設とはきっちり切り離されるということか」という確認をいただいています。これに対して、前回推測で回答しましたので、再度確認して補足を加えています。「本計画の場合、発電設備と送電設備の責任区分は、発電所の開閉設備（開閉設備とは電気の流れを入切するスイッチのこと）の二次側（送電側）が分岐点となり、発電事業者から送電事業者へ所有が変わります」この補足を追加しています。

続きまして、項目3つ目のその他のところの2番目の丸です。「発電設備（ボイラー）の稼働により、事業実施区域周辺の気温上昇を懸念するが、評価項目として設定しないのか」という確認に対して、前回も回答しましたが、回答が前後したので合わせる形で回答しています。「ボイラーについては、熱効率を落とさないよう（熱が逃げないように）保温材でカバーしており、周囲の気温を上昇させることはありません」とした回答を前段へもってきています。3ページ目は、以上です。

最後に4ページ目です。最初の項目、発電用燃料に関する事項です。「燃料として、バイオマスを利用し石炭の使用量を低減することで温室効果ガスの発生量を、どの程度削減するのか具体的な目標値を示してほしい。また、温室効果ガスとして二酸化炭素のみでなく、亜酸化窒素に関しての配慮も検討されたい」という回答を加えています。「バイオマスの調達先、種類、調達量について現在検討中ですが、事業者としては、カロリーベースで数十%の混焼を目指しており、石炭専焼と比べ、仮にカロリーベースで4分の1をバイオマスで置き換えると、約15万トンの二酸化炭素削減ということになります。なお、亜酸化窒素につきましては、影響が少ないと考えており、広島県環境影響評価に関する条例では、評価項目として二酸化炭素が対象となっているのでこちらを評価項目としております」

4ページの第4章の項です。まず大気質の中で、これは内藤先生から追加でいただいたご質問です。「表4. 2 - 1 (6) の7. 予測地域の第3項に記載されている「3風向」とは何を指すのか。3風系（晴天日中の海風（海から陸に吹き込む風）、夜間を中心とした陸風もしくは山風（瀬野川沿いに海方向へ吹き出す風）、冬季の季節風（北～北西方向から吹く））を想定されての記述と想像するが、具体的に記述した方がよかったと思う」というご意見です。これにつきまして、事業者としての回答ですが「予測地域の第3項に記載した3風向については、地形影響予測を行う方位として対象事業実施区域から山側に向かう風向を想定しています。対象事業実施区域は海田町の開けた地域に位置していますが、空中写真を見ると対象事業実施区域からほぼ真北の方向に2キロメートル程度進むと小高い山があり、これが北東、真東、南東、南まで連なっていることが分かります。大気の影響予測では、これらの山地において発電所のばい煙がどのように拡散するかを予測する計画としています」ということで、こちらも図により説明したいと思います。

3風向のまず北東、東北東に向う方向についての説明です。これは風向頻度から設定したものです。風向としては、近傍の海田局の風向風速を用いています。その結果、この風配図を見ていただくと、一目瞭然とお分かりいただけるとは思いますが、対象事業実施区域から北東、東北東、西南西、南西に向う

風が卓越しています。陸風として海に吹く風もありますが、海に向かっては評価すべき地点はありません。海の上ですので、評価として考える必要はなく、結果として、陸側に吹く北東、東北東に向う風を評価対象と考えています。まさに瀬野川沿いに上がり下がりする風と考えていただければと思います。

続いて、東に向う方向についての設定です。先ほど文中でも少し説明しましたが、対象事業実施区域から北に小高い山があって、ぐるり南方向まで囲んでいるという状況にあります。これは航空写真です。点々と白い雲があり見にくいのですが、小さな星印のところが対象事業実施区域です。「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」は事業者が環境影響評価をするにあたって、基本となる手引ですが、それに拠りますと「排気筒の有効高さや周辺の地形、この場合、山ですが、山との標高差を比較して、場合によっては地形影響を考慮した予測を下さい」ということですので、現地を見たところ、ちょうど真東に対象となる山があり、540メートルぐらい標高があるということですので、方向としては東向きの風についても今回評価の対象としたということです。よって、3方向、北東、東北東、東に向う方向の設定は、こういう根拠です。

続いて、丸の二つ目、先生からのご意見は「大気質の調査地点をもう1地点、対象事業実施区域東方の海田町住宅密集区域付近にも設けた方が良くはないかと考える。その前提として、この地域で出現しやすいと想定できる風系は、(1)晴天日中の海風(海から陸に吹き込む風)、(2)夜間を中心とした陸風もしくは山風(瀬野川沿いに海方向へ吹き出す風)、(3)冬季の季節風(北～北西方向から吹く)が考えられる。海田町住宅密集区域は、(1)の風による影響が懸念される。海田高校の一般環境大気測定局は、国道2号線の影響が大きいと思われ、さらに東方の住宅密集区域におけるバックグラウンドとは考えにくい。今後、大気拡散の予測計算を実施されるわけであるが、特に前もって懸念される地域のバックグラウンドを押さえておくことは予測の精度向上としても重要だと考えるが、いかがか。図4. 2-1の大気の調査地点2地点のうち、北方の調査地点を設けた意味がよく分からない。現地での気象調査はこれから始めるわけだが、気象条件に関する概況はある程度目処がつく筈だしつけておかねばならない。その際には、周囲の地形条件や風の特性を考慮することが肝心で、たとえば立地条件の異なる広島地方気象台における風配図を鵜呑みにすることは避けるべきである」というご意見です。これについて事業者としての回答を記載しています。「大気質の調査地点の選定においては、対象事業実施区域と広島地方気象台の風向風速等、気象が異なると考え、対象事業実施区域の最寄りの海田高校局の気象データを用いて整理・解析しました。海田高校局の風配図によれば、風向の出現頻度は東北東が最も高く、次いで西南西となっており、瀬野川沿いに風が吹いていることが窺えます。また、平均風速は3～5m/s程度であり、北及び北北東、南及び南南西の風向の平均風速が大きくなっています」ということです。

続いて「大気常時監視局については、「大気環境モニタリングの在り方について」(平成17年、環境省)に記載されていますように、地域にとって望ましい数、位置で配置されているものと考えています。対象事業実施区域周辺の大気環境については、海田高校局と皆実小学校局のデータで代表出来るものと考えています」ということで、こちらは少し(パワーポイントで)補足します。

これは海田高校局を設定した事業者の思いをまとめたものです。一般大気測定局である海田高校局などの測定局配置の考え方に、先ほど説明したように「大気環境モニタリングのあり方」というものがあります。そこには、昭和61年3月3日付で、環境庁大気保全局大気規制課長通知において「地域全体の汚染状況を把握できるよう、地域代表性(これは測定値ができる限り広い地域を代表するものである)ので、それがピンポイントでなく、地域を代表するというものが望ましいということ)を有する一般大気測定局を適正に配置することを検討することが必要である」と通知しているということです。よって、額面どおり受け取り海田高校局というのは、海田地域全般をある面、代表しているとも言えるかと考えています。それと煙源からの主風向の延長線にもあるということからも十分調査点として設定しても問題ない、かつ、望ましいと考えています。

文章のほうに返りまして説明を続けます。「しかしながら、対象事業実施区域からのばい煙の拡散を

想定したときには、対象事業実施区域の北西や東～南方向に住居地域が大きく広がっていることから、対象事業実施区域周辺の住居系地域を対象に府中町浜田付近と矢野町矢野西付近に測定局を設けることとしました」ということです。これは対象事業実施区域周辺を少し乱暴な分割で恐縮ですが、ある方向に割り振り、何人の方が住まれているかを集計したものです。この円が約2キロメートルです。真円ではなく歪んでいますが、これは事業実施区域の端からそれぞれ2キロメートルで取ったことから、真円にならずに歪んだ円になっています。それを見ますと、先ほど説明しましたように、府中町方面が約4万4千人、そして安芸区の南方向が約3万2千人、そして東、海田町の市街区が約2万1千人という方がお住まいという結果が出ています。これは国勢調査の結果から割り出したものです。このあたりを勘案して、北西並びに南といったところに測定局を設けたものです。よって、これを踏まえ大気質の予測・評価においては、海田町付近の大気環境を代表すると考えられる海田高校局と先ほど示しました2地点を用いたいと考えています。

最後になりますが、水温、水質の項で、清水先生からのご意見です。「水温や生物相の調査を長期的に観測することは、結果的に本バイオマス混焼施設の環境安全性を将来的に高く評価できることにつながると思う。近い将来、必ずこれらのデータの開示を求められることになるかと思うので、先に影響が小さいことを実証しておくことで、本プロジェクトが発電所の中核の一つとなる可能性を示す絶好の機会である。むしろ、前向きにとらえて頂きたい」というご意見でございました。回答は先ほど述べていますが「今回採用する冷却塔方式は、一般的に大型火力発電所等で採用される海水冷却方式とは異なり、排水の影響範囲は排水口近傍に限られるため、環境影響評価項目として設定していません。排水量が海水冷却方式に比べ僅かであることから、もし評価を行った場合においても生物相への影響は少ないものと考えています」ということで、同じことの繰り返しになりますが、回答として記載しています。以上です。

**○堀越会長** ありがとうございます。海水温の上昇、それから風向、それから大気質の測定のことについては、少し詳しく具体的にご説明いただきました。それでは、主に資料1のアンダーライン部分と4ページの補足質問についてのご説明について何かご意見がありましたら、お願いいたします。それから資料1についての審議終了後に事業者様にはご退出いただきます。したがって、方法書について再度質問とか確認事項があるという場合には、併せてお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

**○河野副会長** 最初の竹の利用については、ボイラーに対して悪影響があると。塩素という形で挙げられているのですが、7月24日付の中国新聞に、竹燃料の発電所の建設ということで、公表されてまして、山陽小野田、徳島の企業が市と協定をやっている。その中では、カリ含量が高いと。カリ含量が高いので、温度が高温になったとき固形物が付着してボイラーに影響がある。で、そのボイラーへの影響も、温度を600℃以下にすれば影響が少なくなるので、そういうボイラーについて、ドイツのメーカーとともに開発したと。そういうことが例として示されていて。これ中電でも一緒に検討したんだと思いますけれども。その他にも、竹燃料については、検討中というところは結構あるようなんですね。ですから、一つは、塩素というふうに限って、私、竹の成分表についても、色々とあたってみても、塩素だけが特別に多いというようなことは、ちょっと見当たらないんですよ。それからカリ含量が非常に高いと言われているのは、これは恐らくタケノコのデータを見てですね、そういうことを言っておられるんじゃないかなと、私勝手にちょっと思いました。竹については、無機成分のデータについては幅が非常に広い。とういうのは、土壌中の条件によって、ものすごく左右されます。竹の成分はですね。だから、サンプルによって非常に変動幅が大きい。だから、どういようなところのデータで塩素含量が高いというふうに言っておられるのかですね。もしそうであっても何かそれを解消するような工夫というものを少し検討されるようなことは考えられないかと言う意見と質問ということでお願いします。

○**事業者** ご指摘いただきましてありがとうございます。先ほどの新聞記事については、こちらでも認識していますが、ただ、ボイラー形式がドイツ製のストーカー炉と呼ばれるものであると推測しています。今回の循環流動層の詳細については、今後検討していきますので、いただいたご指摘を踏まえて検討できればと考えています。

○**堀越会長** ありがとうございます。素人目に見ても、竹林って今ものすごい勢いで拡大していて、それがほとんど放置されて、場合によっては、それが枯れて景観上すごく見にくい感じになっているので、ぜひそういうことのご検討をいただけたらと思います。

○**高井委員** 何点か教えてもらいたいですけれども、このボイラーなんですけども、混焼という形で、バイオマスとそれからコークスですか。その最適配合というか、やはり効率的にボイラーを動かす、熱量を一番たくさん出す配合というのが多分証明されているだろうと思うんですけど、できる限りたくさんバイオマスを使いますと書いてあるんですけど、たとえば100%バイオマスを使って、実際に発電をできるのかどうか、それだけの能力があるのかということが、基本的な話、これが1点。

それからフライアッシュですね。その処分に一般的には困りますよね。たとえば、煉瓦に作っていつたり、細骨材として使ったり、いろいろ環境にやさしいものを廃棄物として捨てずに使っていこうと。そういう再利用というものをどの程度検討されているのか。ただどこかに持って行って埋め立てたらいというような話ではないだろうと思います。それについて1点。

それから、よく分からないんですけど、降下ガスの話ですね。実際に海田のところでやっていますと、大気に及ぼす影響ということで、実際にどのようにガスが拡散していくのか。たとえば、東側に5百何メートルの高い山がある。だから放っておくと徐々に上にずっと昇っていく。たとえば、それが雲の中に入っていったら雨の時に有害な物質が出るとか、周りは分かるんですけども、その拡散状況というのは、どういう拡散をするのかということ。それが3点目。

それから最後ですけれども、温水、温くなった28℃という温水が、24時間出るんですね、24時間操業だから24時間出る。ですから当然海水というのは変わってきますよね。四季によって。そういうようなところの検討は、今のような10メートル、20メートルのところで影響がないんですよということで済むのかなという感じがするんですけども。その4点、お願いします。

○**事業者** ご指摘ありがとうございます。一つ一つ回答させていただきます。まずバイオマスの件ですが、今回の規模の発電設備では、100%バイオマスというのは、技術的にまだ無理な状況です。理由としては、先ほどの塩素等の腐食に対するところがまだ改善できていないということです。私の知る範囲では、5万キロワットとか、小さい規模では、確かに100%のものはありますが、さらに規模が大きくなると、例えば、腐食に対するところで、材質をステンレス鋼にするなどの、技術的な話があり、コスト的に見合うのかという視点も絡んでくるものと考えています。

○**高井委員** 今回使われるボイラーというのは大体何%くらいなのですか。

○**事業者** 現在半分くらい。

○**高井委員** 50%ですか。

○**事業者** 50%程度を目指している状況です。

○**高井委員** それはボイラーの能力ということで考えている。50%までは同じような効率で発電でき



ると。50%が上限ということですか。

**○事業者** はい。50%が上限で、それ以上高めようとする、まだ技術的に確認できていないという状況です。続いて、2点目ですが、灰の処分につきましては、ご指摘いただいたとおり、有効活用も含めて、検討中です。当然、埋め立て、セメントへの利用がありますので、なるべく有効活用できるように検討中です。

**○高井委員** 具体的には、検討中だと、まだ何もわからない。

**○事業者** 現在、まだ検討中です。当然、バイオマスの種類によっても灰の成分が変わるので、そういうところも含めて検討中です。

続いてですが、大気拡散についてのご質問だったと思います。先ほど見ていただいたように、周辺には山が連なっている中で、どのような拡散挙動するかというご質問だったと思います。一般的に、1年間の平均に伴う拡散計算、加えて1日最大の拡散計算、あと先ほどご説明した3風向について、これは数値シミュレーションによる地形を考慮した計算をします。このため、今現在、どのように大気の流れていくかについては、正直、確たることは説明できません。ただし、最大着地濃度については、ザックとした計算ですが、当然山に届くまでには最大着地濃度地点は出るだろうと考えています。山に当たったものが上に上がるのか、もしくは、最大着地濃度地点が手前に下がってくるのかについては、今後の計算によるということ、ご理解いただきたいと思っています。いずれにしても、準備書の中で、計算結果並びに状況についてはお示ししますので、ご確認いただきたいと思っています。

あと海域への温度のある排水に対するご質問で、28℃、これは年平均ですが、当然、夏と冬、四季を通じてそれぞれ海水の温度は変わります。そうすると10℃という数値も季節によって変わってきますが、これが20℃も30℃も違うというわけではなく、数℃から十数℃の間で振れるものと考えています。拡散範囲がこれで10倍になるということではなく、せいぜい1. 数倍とか、若しくは何分の一になるとかいうようなことではないかと考えています。きちんとした回答ができず大変恐縮ですが、現在のところ設備の諸元等が未定であることから、とりあえず年平均28℃という、メーカーから得た数値で話をしています。それ以上の詳しいことについてはご容赦いただきたいと思っています。

**○高井委員** 海の生物相を考えていくと、1℃違うと随分影響が違うと。そういうことを考えていくとよく分からないですね。

**○事業者** 1℃の範囲を基準に、影響範囲、予測範囲としますが、この地点は、こういうことを言うのは恐縮ですが、多分に人の手が入っている地点です。埋立てや、コンクリートの擁壁があります。また、あそこに貴重な藻場や、貴重な動植物が生息しているということであれば、事業者も非常に注意を払って見っていますが、そういう地点でございませぬので、確かに生物相はないとは説明できませんが、天然記念物がいるとかいうことでもありませんので、他の地点と比べて、ここだけ特別に評価する必要はないものと考えています。

先ほど1点目のご質問に対して、バイオマスの割合を半分と説明したところを補足します。あくまで現在ボイラーの技術的な側面で半分程度と検討している段階であり、調達状況を含めて、これからの検討なので、そういったところではご理解いただければと思います。技術的な面で半分を目指しているということです。

**○河野副会長** 今のところに関連するものですから、補足だけさせていただきます。先ほどの竹の利用というのは、質の問題と量の問題があると思うのですけれども、先ほどの新聞の例は、竹燃料ということ

で、ほとんど竹でやるという話ですね、だけど、他のところでは、竹の割合を、たとえば、木質の中で20%くらい入れるとかですね、そういうようなことも現に動いていますので、たとえば、山口県の方の例でいいますと、木材3万トン、それから竹1万トンで4万トンという形でそれを導入して、二酸化炭素を4万トン近く低減されたとか、そういう例もあるようですので、混入割合をある程度加味すれば、竹の利用も考えられるというふうに検討いただければと思うんですね。竹林の面積というのは非常に増えてきつつあって、たとえば、山口県だと割と正確だと思うんですけど、5,700ヘクタールくらい。竹原の例だと全部で500ヘクタールくらい、竹原近辺であるんだそうです。広島県、大体、中国地方は多いですね。世界的にいうと、東南アジアは非常に多い。そういうところの利用をぜひ検討するという点では、地域の活性化にも繋がりますし、ぜひ検討いただければと思います。先ほどのフライアッシュ、石炭を利用すれば、結構出てきます。ですけども、こういうバイオマスを利用すれば、そういう廃棄物は低減するのではないかと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

**○堀越会長** ありがとうございます。ぜひご検討をお願いいたします。他に如何ですか。

**○内藤委員** 大気質の話の続きになるんですけど、南北の測定局の話は分かりました。あと東方向の海田高校を測定局とされる件、海田高校を使われるのは全く問題ないんですけども、海田高校のみにするというところの理由が、まだ納得できずにいます。今日のご回答を見てますと、たとえば、一つは林先生のところのご回答の中に、簡易予測を実施されて、最大着地濃度地点を求めたと、その結果に基づいてという説明になっているんですが、その最大着地濃度地点、さっきも話の中に出てきましたが、簡易予測だから、あまり、今の時点でお示ししたくないのかもしれないかもしれませんが、もし可能であれば、それを見せていただきたいというのが1点。それを基にしなければ、話が進まないという気がします。

それと4ページ目のところでは、「大気環境モニタリングのあり方について」という平成17年環境省が出した報告書に基づいて、あるいは、今日の話では昭和61年の環境庁の提言に基づいて、海田高校がその地域を代表する地点であると根拠づけられていましたけど、ちょっとそれはおかしいんじゃないかと思っています。ここで言っている平成17年とか昭和61年の提言はそうあるべきだと確かに言っているんですけども、実際に海田高校がそれに則っているかどうかという保証はないと思うんです。実際、海田高校について、僕も調べてみたんですけども、海田高校の測定局1973年に開設されているので、こういう提言が出る遙か前に設置されています。その当時は、むしろ国道とか汚染源に近いところの状況をまずおさえようという傾向があり、そういう考えに基づいて作られた測定局ではないかと思っています。長期間やっているので経年変化を見るためにも、今も続けられているという感じだろうと。それを後から出てきた報告書を基に、海田高校が海田町全体を代表する地点であるというふうに認識されるのはちょっとおかしいんじゃないかなと思います。とりあえずは、それを言っても仕方ないので、最大着地濃度地点が現時点でどのあたりだということから、海田高校で適切だと考えられたか、そこが肝心だと思いますので、その結果はお示しいただくことはできませんか。

**○事業者** 最大着地濃度地点はどこかということですが、今日は何も資料を用意していませんので、口頭での回答ですみません。簡易予測ですので、ある条件によるものですが、およそ煙源から1キロメートル強の地点が最大着地濃度地点として出ています。ですから、海田高校局を少し飛び越しますが、それと極々近いところに出ているという試算結果です。

それと、二つ目、先生から指摘がありました、海田高校局の根拠づけの資料のことですが、ただ資料においては検討することが望ましいということなので、そのまま使われているのであれば、当然その方針に沿った測定局として運用されているというように認識していいのではないかと説明しています。確かに1973年の設置ですので、この資料の前の設置ですが、その趣旨としては、事業者としては、それを満足していると解釈してもいいのではないかと説明しています。

○内藤委員 最大着地濃度地点1キロメートル強、東という話でしたけども、多分、それは年間平均の値だと思うので、気象条件によって、もちろん変化するわけで、大気が安定になればなるほど拡散しにくくなるので、そうすると拡散されないまま遠くまで運ばれます。そうすると遠いところで濃度が高くなる現象になります。逆に大気が不安定だったら、むしろ近いところで濃度が高くて遠方での濃度が下がるということになるので、今、平均で1キロメートルちょっとであるならば、住宅密集地域はもう少し遠いわけですけど、そういうところで最大の濃度を示す場合も十分あり得ると思います。海田高校は比較的近いので、一見すると良さそうな気はしますけど、逆に大気が安定であれば、そこは煙突からの汚染物質がまだ拡散しきっていないことも十分あり得ると思います。なので、海田高校のデータはもちろん使ってほしいのですが、やはり人がたくさん住んでいるもう少し東の方にも置いたほうがより適切ではないかと考えます。あとは検討していただけたらいいと思います。

それと後半に言われた「環境省の提言の話」ですが、僕も読んだことがなかったのでPDFファイルで取り寄せて読んでみたのですが、このガイドラインの中に、ちゃんと書いてあって、これはあくまで広域的な大気汚染状況を把握するためにはどういう測定局の配置がいいかというガイドラインであって、その中のただし書きで、以下のような特殊な目的のための測定局は、別に判断されるべきであるとして、3つ項目が挙がってまして、その中の一つは、特定発生源における突発的かつ高濃度の汚染の把握、たとえば、発電所ですとか、特定発生源があって、その影響を見るのであれば、このガイドラインとは別に判断すべきであると、ちゃんと書いていますから。そういう意味では、これを根拠にされるのは、私自身は納得はしていません。

○事業者 特定発生源への対応については承知していますが、1973年から海田測定局は設置されており、事業者の工場もその当時あったわけです。その中で、測定局が設置されているし、当然、煙源は今回事業者が作ろうとしている発電所以外にもあるわけです。確かに突発性といえ、そうとれるかもしれませんが、ガイドラインが想定するほどのものではないというのが私の思いです。

○林委員 大気のことです。これは住民の方へ縦覧というのがあるわけです。そうすると、ここに瀬野川沿いの風と書いておられますよね。そういうことも考えますと、よりスムーズに皆さんに理解していただくことは、より大事な観点だと思っています。そうすると、内藤先生がおっしゃるように、海田の国信地域あたりですかね、東の場所ですね。あのあたりにもう一つあったほうが、より理解を得やすいのではないかと感じます。法律的・技術的には、それでクリアできるのかもしれませんが、念には念をとることがあってもよろしいんじゃないでしょうか。多分、大気と水と燃料というのは、非常に大きいと思いますので、その点は皆さん気がかりだと思います。ぜひそこはもう一度ご考慮いただけたらとお願いしておきます。先ほどの内藤先生と私も同じ意見でございます。

○堀越会長 ご意見に基づいて、ご検討いただけましたらと思います。

○中西委員 水温のことについて、繰り返しになりますけれど、先ほど水温の生物への影響に対して、天然記念物や希少種のお話をされていましたが、方法書の3-73ページの表3.2-9に、漁業権の設定状況が表にありまして、その次のページの3-74に、その位置があります。地図上で、計画地の割とすぐ近くに、共同漁業権の51号の範囲があります。そうしますと、希少種ではなくて、こういう漁業をされている方が、漁獲量が少なくなるのではないかと懸念をされた場合に、温度差が年々どのように変わっていくのかという、温度差のほうですね。温度の変化ではなくて、温度差の変化が示されていけば。ですから、今建てる前の水温の変化、年変動と、実際に排水があった時に、どのくらいの温度差があるのか。全くありませんよという結果が出れば漁業に影響はありませんよということで说得ができる。ですから、そのように生活に影響があるのではないかと、心配されていることに対して、ち

やんとそのようなことはありませんというのをデータでお示しただけであれば、計画はスムーズに進むのではないかと思いますので、その点はいかがでしょうか。

**○堀越会長** それは私も気になります。28℃の排水が出てくる。概算してみると1℃上昇が半径30メートルだったでしょうかね。ベースとなる海水温、あそこはかなり閉鎖系ですよ。だから、普通の海水温より当然高い。その差がどのくらいなのか、年を通してどのくらい変動するのか、気になります。その差の問題だと思うのです。基礎データとしてあれば、説明がより理解しやすいのではないかと思いますので。

**○事業者** 排水温につきましては、今からボイラーの詳細設計を詰めていきますので、現段階では、何℃の温度差ができるのかということは、お答えできる段階にはありません。

そういう中で、今回、1℃の温排水の拡散範囲を示しました。これはあくまでも平均28℃であろうということで、水温差10℃ということを前提に試算したものです。今後、ボイラーの諸元が決まると、これが9℃になるものか、11℃になるものか、それにより広さは増減しますが、とりあえず10℃ということを設定しています。

**○中西委員** 私のほうで、年での変動の範囲と言いましたのは、たとえば、漁業であれば、稚魚が、稚魚が成長するときに大きな影響が与えられると、その後、生育なくて漁獲量が減るとかですね、そういうことを漁業従事者の方々が心配されるのではないかと。ですから、年平均でと言いますと、どの季節でというところが見えなくなってしまうので、月毎とかですね、そこでこれだけの影響しかありませんよということを説得できれば十分ではないかと思いますから、ぜひご検討ください。

**○堀越会長** 今日の本題は、答申案についての審議なので、まだ、いろいろご意見があるかと思うのですが、資料1のアンダーライン、それから4ページ部分について、今の補足説明について、何かご意見がございましたら、あとお一人ぐらいということで、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、そろそろ答申案についての審議を行いたいと思います。事業者様は、御退席をお願いします。どうもありがとうございました。それでは、資料2及び3について、事務局から御説明をお願いします。

**○寺本課長** それでは、資料2と資料3について、説明させていただきます。

資料2は、「海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」への意見とその取扱いについてまとめたものです。項目ごとに、委員の皆様からいただいたご意見を左側の欄に、それに基づく答申案を右側の欄に、それぞれ記載しております。また、左端の「該当部分」につきましては、方法書の該当ページを示しています。また、右端の「答申案該当部分」につきましては、資料3の答申案の該当する項番号を示しています。それでは、項目ごとに、順番に説明させていただきます。

まず、全体的事項の①ですが、「定量的な説明をお願いしたい」という意見でございます。これに基づいて答申案では「可能な限り定量的な説明を行うとともに、市民に分かりやすい用語・表現を用い、専門用語を用いる場合には、用語の解説を添付すること」というふうにまとめさせていただいています。

それから、②の「供用時の各施設からの騒音については、具体的な予測手法が示されていない。非常にたくさんの複雑な機器があるので、どの機器が大きな影響を及ぼしているか追跡できるように、準備書以降に、予測の算出過程まで記載していただきたい」という意見でございます。これは騒音の予測に関するご意見ではありますが、このことは、全ての評価項目について言えることなので、騒音のみとしてではなく、全体的事項に位置づけ、答申案のなかでは「準備書には、予測の手法を具体的に記載すること。また、単に予測の結果を記載するだけでなく、予測の際に設定した環境影響の発生源データや

算出過程についても併せて記載すること」というふうにまとめさせていただいています。

続きまして、大気質についての意見です。③の「調査地点は、事業実施区域の南北方向2地点に加えて、東西方向にも設定したほうが良い」という意見と、④の「大気質の調査地点をもう1地点、対象事業実施区域東方の海田町住宅密集区域付近にも設けた方が良い。海田町住宅密集区域は、晴天日中の海風（海から陸に吹き込む風）による影響が懸念される。海田高校の一般環境大気測定局は、国道2号線の影響が大きいと思われ、さらに東方の住宅密集区域におけるバックグラウンドとは考えにくい。今後、大気拡散の予測計算を実施されるわけであるが、特に前もって懸念される地域のバックグラウンドを押さえておくことは予測の精度向上としても重要だと考える。図4. 2 - 1の大気の調査地点2地点のうち、北方の調査地点を設けた意味がよく分からない。現地での気象調査はこれから始めるわけだが、気象条件に関する概況はある程度目処がつく筈だしつけておかねばならない。その際には、周囲の地形条件や風の特性を考慮することが肝心で、たとえば立地条件の異なる広島地方気象台における風配図を鵜呑みにすることは避けるべきである」というご意見がございました。これに基づいて答申案では「施設の稼働（排出ガス）に伴う大気質の現地調査の地点について、選定理由とその根拠を明らかにして準備書に記載すること。また、対象事業実施区域の東方向の住宅密集区域等、事業による環境影響が懸念される区域があることから、必要に応じて調査地点に追加するよう検討すること」というふうにまとめさせていただいております。

それから、⑤の「バイオマスは密閉して船から運搬するということだが、廃棄物（フライアッシュ）は密閉するのか。運搬の際、海に落ちて、海底で堆積して、それを繰り返して、瀬野川周辺の砂浜もフライアッシュで埋め尽くされることはないのか。砂利採石場の横の砂浜が砂利浜になり、ウミガメが産卵できなくなった事例を知っている。そのようなことがないように、密閉は必要であるし、その色によっては景観も気になる。運搬の際、湿った状態で露出している形で運搬するのか」という意見でございます。これに基づいて答申案では「バイオマス、石炭、焼却灰（フライアッシュ及びボトムアッシュ）等の運搬に伴う粉じんの発生による影響を回避・低減するため、適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること」というふうにまとめさせていただいております。

次に、騒音・振動についてのご意見です。⑥につきましては「新しくできた住宅地の近傍を資材等運搬車両が通行することになる。道路交通騒音の調査地点は、その新しくできた住宅地への影響を考慮して選定してほしい」という意見でございます。これにつきましては、準備書4 - 34ページで、騒音の調査地点は、新しい住宅地の近傍にも設定されていると考えられますので、答申案には含めていません。

それから、⑦の「結構な量の大型トラックが通行することになるが、2号線や31号線などは元々交通量が多く、進入しづらい場所であるにもかかわらず、渋滞などの考察があまりない。たとえば、騒音、振動、渋滞、安全面など触れるべき話だと思う。また、周辺に海田高校もあり、きちんとした交通計画などを速やかに考えるべきであると思う」というご意見でございます。これに基づいて答申案では「対象事業実施区域の周辺には非常に交通量が多い道路があり、工事車両の運行に伴う渋滞や騒音等による環境への影響を回避・低減するため、適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること」というふうにまとめさせていただいております。

それから、⑧の「振動発生源となる機器は強固な基礎の上に設置する」とあるが、埋立地は地盤が弱いので、タービンのように重い施設が設置されると共振現象や不等沈下が起こる可能性がある」というご意見でございます。これに基づいて答申案では「対象事業実施区域は埋立地であるため地盤が弱く、タービン等の施設の設置に際して、共振現象や不等沈下が発生する可能性が考えられるため、適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること」というふうにまとめさせていただいております。

次に、水質についてのご意見です。⑨の「水耕培養液の濃度に相当する窒素、リンを大量（約2,500トン）に排水することについて懸念がある。窒素、リンを低減させる工夫を考えてほしい。窒素につい

ては、様々な方法があるが、脱窒などは効率的な方法であり、また磷については、凝集沈殿だけではなく、微生物処理も検討してほしい」というご意見でございます。これに基づいて答申案では「一般排水の排出を予定している海域については、全磷の年間平均値が当該海域にあてはめられた類型の環境基準値を超過している地点があり、また、化学的酸素要求量（COD）に係る環境基準に適合していないことから、当該海域環境への影響を可能な限り低減するため、一般排水の処理について、方式や能力の複数案を比較して適切な環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること。環境保全措置の検討結果を踏まえて、必要に応じて予測・評価の方法を見直すこと」というふうにまとめさせていただいています。

それから、⑩から⑬までの意見ですが「温排水が海田湾の富栄養化（赤潮）を引き起こす懸念がある」、「温度のある排水（平均28℃）が、海域の生物相へ与える影響は小さくない。温度のある排水が、閉鎖的な海田湾の生物相にどう影響を与えるかについて、3定点のみで評価するのは少ない気がする。もう少し長期的に広い範囲で定点を設けて評価する必要があるのではないか。また定量的な評価手法に切り替えることは不可能なのか」、「海域の生物にとって海水温の1℃の変化はドラマチックな変化になる。3定点でもいいので、海草や貝類などの潮間帯生物の密度や個体数などの経年変化を評価していただければと思う。平均28℃の排水と言われたが、夏場はもっと熱いと思う。繁殖期などの時期に当たると、特定の生物が劇的に減っていく状況が出てくると思う」、「データロガーにより海水温の変化を調査する予定はあるか」というご意見でございます。これに基づいて答申案では「冷却塔等から出る温度の高い排水を周辺海域に継続的に排出することにより、排水口付近の海域の温度や生物相への影響が一定程度考えられることから、工事の着手前の時期から、複数の定点を設けて水温及び生物相の経年変化を調査し、その結果を公表すること」というふうにまとめさせていただいています。

次に景観についてのご意見です。⑭の「送電線を作ることになると思うが、景観など問題はないのか。送電線を敷設する計画があるのなら、評価したほうがいいのではないか」というご意見でございます。これについては、送電線を敷設する事業者は、本審査案件の事業者とは異なるため、答申案の内容・効果が送電線を敷設する事業者には及ばないということから、答申案の中には含めていません。⑮の「高さ約60メートルの排気筒は、周辺の小学校にとっては、環境に配慮した発電所として教育に役立つかもしれないし、逆に新興住宅街の住民にとって想定外の眺望になることもあると思う。眺望景観の予測地点として、事業実施区域の遠方については設定しているが、近傍についても設定して、近傍から見たとき眺望にどのような影響があるかを示したほうが良い」というご意見でございます。これに基づいて答申案では「施設の存在に伴う景観について、多数の地域住民が利用し、発電所を望むことができる近景域の場所についても、必要に応じて調査地点に追加するよう検討すること。また、ボイラー設備などの工作物等については、景観に配慮したデザインや配置のあり方なども含めた環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること」というふうにまとめさせていただいています。

次に、温室効果ガス等についてのご意見です。それから、⑯と⑰については、それぞれ「カーボンニュートラルの観点から、バイオマスの混焼割合は重要である。混焼割合について、年間最大使用量の記載はあるが、もう少し具体的な考えを示してほしい」、それから「燃料として、バイオマスを利用し石炭の使用量を低減することで温室効果ガスの発生量を、どの程度削減するのか具体的な目標値を示してほしい。また、温室効果ガスとして二酸化炭素のみでなく、亜酸化窒素（一酸化二窒素）に関しての配慮も検討されたい」というご意見でございます。これに基づいて答申案では「施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出量について、バイオマスの実現可能な混焼割合を明らかにした上で予測・評価し、混焼による削減効果を準備書に具体的に記載すること。また、燃料の燃焼に伴って一酸化二窒素なども発生することに留意し、これらの温室効果ガスの排出を可能な限り削減するため、採用する燃料は可能な限り環境負荷の小さいものが選択されているか、導入する発電設備の発電効率は実行可能なより良い技術が採用されているかといった検討を、近年計画されている他の発電事業と比較するなどにより行い、その内容を準備書に記載すること」というふうにまとめさせていただいています。

それから、⑮と⑯はそれぞれ「将来的には、バイオマスの利用は全て国産とし、地域活性化に貢献する必要がある」、それから「バイオマスとして、竹の利用を検討してほしい」というご意見でございます。これに基づいて答申案では「燃料の輸送行程から発生する温室効果ガスなどの環境影響を低減するため、竹の利用可能性の検討を含め、国内のバイオマスを可能な限り利用することを検討し、その内容を準備書に記載すること」というふうにまとめさせていただいています。

そして、これを基に答申案をまとめさせていただいたものが、資料3になります。資料3は、全体的事項、個別的な事項として、大気質、騒音・振動、水質、景観、温室効果ガス等として分けさせていただいています。以上でございます。ご審議をお願いします。

**○堀越会長** それでは、主に資料2について、ご審議をお願いします。

資料2の左側の意見は、資料1の質問ではなくて意見をピックアップしたものでございます。それで、その右側に意見に対する対応が記してございます。それで、ここがポイントで、資料3の最終的な答申書は、前文もありますが、基本的にこれを転写したものですので、資料2についての審議が重要なことになるかと思えます。それから、もう一つ付け加えますと、参考資料2というのがございます。住民からの意見ということでございます。これも念頭に置いて頂いて、いろいろご審議いただけましたらと思えます。よろしくお願いたします。

基本は、対応が問題になるかと思えますが、如何でしょうか。

**○土田委員** この分類のどこに当てはまるのかは分かりませんが、焼却灰の処分方法について、焼却灰をどのように管理・処分するのか、もう少しきちんと記載するよう意見を出したらどうかと思うのですが。この方法書によると、1年に8万トンの焼却灰が出るということですから、1日に250トンくらいの焼却灰が出ることとなります。それは、工事期間中だけでなく、稼働している期間は毎日出ることとなります。2-17ページには、「有効利用を図る」と書いてあるんですが、仮に有効利用を図るのだとすると、敷地の中でやるのだったら、それを敷地の中にストックするヤードが必要になりますが、そういったヤードは予定されていない。とにかく、搬出するということが書いてありますが、搬出して有効利用するのだったら、搬出先でリサイクルや有効利用を考えているのだったら、具体的な話が見えない。それから250トンの焼却灰を毎日搬出するとすると、何トントラックで運ぶかにもよりますが、それによって数十台のトラックが毎日焼却灰をどこかに運搬するということとなりますので、工事車両とは別に、工事車両は工事が終わればなくなるわけですが、こちらの方は、設備が稼働している以上、毎日、そういうものが動くわけですので、それについて、どういう風に廃棄物を搬出するのか、あるいは、ストックするのであれば何日分くらいをどういう風な形でストックするのか、あるいは、搬出が何らかの事情で、例えば交通の問題があつたりしてうまくゆかなければ、敷地内に何日分かストックしておく必要があるわけだし、そういったことも考えなければいけないんじゃないか。あるいは、焼却灰の有効利用は石炭灰も含めていろいろやられているわけですが、リサイクルしようとするれば、かなりの規模のストックヤードが必要になるので、その辺を具体的にどのように考えているのか、もうちょっとそのあたりを、廃棄物の焼却灰の扱いについて、もう少し具体的に記述してほしい、そう言うっては如何かなと思うんです。

**○堀越会長** ありがとうございます。確かに、フライアッシュの搬出とかそのことまでは書いてあるのですが、具体的にどのように輸送するのかとか、その後具体的に、それをどのように利用するのかとか、そこら辺の記載が漠然と書いてあるだけで、もう少し具体的に記載してもらえたらいいんじゃないかなと思うのですが、如何でしょうか。

**○胡麻田次長** 前回の審査会の際の議事録によると、フライアッシュの運搬方法について、海上運搬

にするか陸上運搬にするか、方法もまだ決まってないようですし、再利用は、今日、高井委員のほうからも出ておりましたので、少し抜けていた部分ではありますので、追加で意見に含むように考えます。

○**土田委員** フライアッシュについては海上輸送、ボトムアッシュは陸上輸送と、書いてあるんですね。

○**胡麻田次長** 船着き場（バース）があるので、そこを活用するものもあるだろうし、工事車両は必ず陸上で来るけれど、どういう配分になるのか全体像は分かりません。いずれにしても、そういう視点が今はないというのは事実です。

○**土田委員** 具体的に、廃棄物が一日に何トンくらい出て、それをどのように運搬するのかとか、それを具体的に記述してもらわないとイメージがわかりません。

○**河野委員** 一番抜けているのが、行き先です。

○**土田委員** （廃棄物の）行き先が大変問題で、行き先が最終処分場であれば、そこに行くのに船で搬入できなければ陸上で行かざるを得ないし、行き先も船で行く以上は、船で接岸できる場所に持って行くのなければいけないとか、もう少し具体的に記載してもらいたい。

○**堀越会長** そうですね、そこは方法書に具体的に記載していただくよう、最終的な意見にまとめたらどうかと思います。ほかに如何でしょうか。

○**高井委員** クエスチョンマークの非常に多い、検討事項が非常に多い案件なのですが、一番もともになる発電設備ですよ。あと1年半かそのくらいで開始するのであれば大体の見込みがあるはずで、どのメーカーの、どのような規模の、どのようなものをいれるのか見込みがあるのではないのでしょうか。そういったものを根拠にして、きっちりした数値を言ってもらわなければいけない。それによって、これはどうだといった意見が言える。一体、どのような機械が入って、どこの国の機械か、日本の機械かも分からないし、それがはっきりしないから、何か分からないけれど、奥歯に物が挟まったような感じの意見になっているような、そういう感じがしますね。発注してからもかなりの期間がかかる話だから、もうそろそろ決まらなければいけないと思いますけれど。

○**堀越会長** 確かに、先ほど河野先生からの話もありましたし、竹でいけるボイラーもあるみたいですし、100%バイオマスでいけるボイラーもあるみたいですし、それも設備によるもので、どこの国のもので、どこの会社のものであるかによるわけですよ。そこらへんもきちんと記載していただけたらと思います。ほかに如何でしょうか。

○**中西委員** 今、いろんな廃棄物であるとか、設備が決定しないと量が決まってくないといったところが、非常に問題だと思うんですね。今、1日何万トンとかのアッシュが出るのであるとか、温排水にしても何度のものがどのくらい出るだとか、何度かどのくらい出るかは冷却塔の能力で、冷却塔の能力が悪いと温度の高い、そしてたくさんの水が使われなければいけないとか、その辺が機械が決まらないがために不透明なままで、いけますよ、大丈夫ですよという言葉しか得られていない。ですから、準備書では、どの機械を使います、それによってどれくらいの廃棄物が出ます、ボトムアッシュを陸上輸送するのであれば、毎日どのくらいのトラックが走りますと、どの経路を使ってということをしつかりと明記していただいて、実際にどのくらいの環境に対する影響・負荷がかかるのかといったことを出さない



と、我々も、市民の方々も、県民の方々も判断できないと思います。ですから、今、検討中ではなくて、準備書の段階では確実に、どの機械を使う、それからどれくらい影響を与えるものが出る、ということを書き添えていただきたいと、そこを強くお願いします。

**○堀越会長** ぜひ、そこは答申案に含めるようにお願いしたいと思います。ほかに如何でしょうか。

**○今川委員** 先ほどの中西委員のお話にありましたように、どの設備で、どのメーカーなのかといったことがはっきりしないと景観上の影響も具体的には分からない。59メートルだよと言われても、どのメーカーの、どんな形で、どんなものなのかといったことが想像しかできないので、景観上の影響も具体的に我々が問うこともできないし、お答えもいただけなかったと言うことが、うやむやな感じで、心配でもあります。それから、こちら側からの意見というか、お伺いということで、国内のバイオマスの材料を使えないのか、国産で賄えないのかということ、何人かの先生方から質問があったのですが、住民からの意見の中でも、そのようなことが載っております。もし、国内の原料を具体的に使うということを検討なさった場合に、広島県内ではどこから持って来られるのだろうかということを考えてみたのですが、たとえば、安芸太田町から運び出すとすると、先ほど、廃棄物をどういうルートでもっていくのか、陸上だったらどういう道を通るんだといった話があったのですが、バイオマスの原料を持ってくるルートはどうするんだといった話も出てくると思います。ですが、この回答によりますと、国産で賄うことを考えますという答えまでであって、実際にどのくらいまで国内のものを使えるのか、県内のもので使えるのか、使うとしたらどういった影響があるのかということまで踏み込んだお考えが示されていないので、ここにはそう書いてあるけど、実際そういつたことを考えてくれるのですか、実際に国内のものを使うのだったら、その影響を考えていますかということが非常に不透明なので、ちょっと心配だなと感じております。如何でしょうか。

**○堀越会長** 一応、この方法書には、可能な限り広島県のという記載はあるんですけども、多分、それだけのマスが得られるかとか、輸送の問題だとかいろいろあるんだと思います。この審査会としては、可能な限り、本来のカーボンニュートラルということ、環境負荷が小さいものということ達成しようと思うと、やっぱりできるだけ身近なところからバイオマスを得るということは正解なんだと思います。量の問題とか、いろいろあるのかなとは思いますが、資料3の一番最後に、「燃料の輸送行程から発生する温室効果ガスなどの環境影響を低減するため、竹の利用可能性の検討を含め、国内のバイオマスを可能な限り利用することを検討し、その内容を準備書に記載すること。」という風にあるんですけども、如何でしょうか。これに何か加えることが必要ですか。如何でしょう。

**○高井委員** 最高50パーセントまではバイオマスを混焼できると言いましたが、分からないですね。

**○堀越会長** 先ほどの話では、50パーセントは設備の面から可能であると、調達可能とか、そういう意味で言うと、25パーセントから30パーセントとか、そういう話だったかと。

**○胡麻田環境局次長** 経済的にペイするかどうか。機械性能と経済効率は別問題ですということだったように思います。

**○堀越会長** そうですね。それは、実際に小さなバイオマス源が散在しているときは、かえってしんどいかなと思うのですが。そこらへんは具体的に検討していただかないと分からないのでしょうかね。

○**胡麻田環境局次長** そういった意味もあって、輸送行程からも温室効果ガスが発生しますので、事業の全行程を通して温室効果ガスを低減していただくことが重要と考えています。つまり、遠いところからたくさんバイオマスを運んで来て、海田で発生する温室効果ガスは少ないけれども、地球全体では輸送の段階でたくさん温室効果ガスが発生するという点では結局のところ良くないことです。「国内から」と書いたのは、海外ではなく国内からだとして通常であれば輸送の際に発生する温室効果ガスが少ないだろうと考えられるからです。機械が決まらなければ、(調達先の)場所が決まらなければ、運んでくるものが決まらなければ、温室効果ガスの発生量は正確に決まりません。その点からも、「全体的な環境影響を低減するため」と書くことによって、総合的に検討してほしいという気持ちで記載しております。キーワードとして足りないものがあれば、また、少し強調すべき点があれば、言っていただいて追加するという感じかと思っております。

○**堀越会長** 具体的に分からないので、観念的な話になるんですが、国内であっても、各バイオマス供給源のバイオマスの量が少なければ、同じように輸送から二酸化炭素が出てくるわけですよね。

○**胡麻田環境局次長** たとえば、トラックで運んでくる際に、トラックから温室効果ガスが出ますし、小さな効率の悪い運送方法だと、理屈上はそのようになる。たとえば、船で大量に輸送してくれば、陸上を走るトラックより一度に大量に輸送するので、輸送の際の温室効果ガスは少ないものもあると、いうイメージです。複数の場所から小さなトラックで運んでくる等の燃費の悪いトラックで運ぶと、せっかくバイオマスなんだけれども、あまり効果がないということです。この事業だけで見るのか、社会全体で見るのかなので、この事業に関するものとしてどこまで事業者に言えばいいのかということはありません。しかし、これは石炭の火力発電所ではなくて、バイオマス混焼発電所です。少しでも地域に貢献して、温室効果ガスを削減しますというコンセプトの発電所なので、そういうトータルのものを見てほしいという発想の気持ちは必要だということです。

○**堀越会長** 如何でしょうか、この表現がめいっばいかなという気はするのですが。

○**土田委員** 資料3の表現ですと、「国内のバイオマスを可能な限り」という表現もいいのですが、むしろ住民からの意見書に書いてあることがすごくもったもんだなと思ひまして、つまり、そもそもバイオマスを使って発電するのは、二酸化炭素削減というのはいいとは思いますが、しかし、海外からわざわざ運賃をかけて運んでくるのが本当に二酸化炭素の削減になっているのかどうか、そのあたりをちゃんと計算し、つまり、最終的には焼却灰の処分も含めたライフサイクルを考えたときに、本当にわざわざそれをやるのが二酸化炭素の削減にどれだけつながるのか、寄与してないとは思わないものの、多分何がしか寄与しているのでしょうか、そもそもどれくらい寄与しているのかという計算結果を、これくらいでやればこれくらい寄与していますというような計算結果を示してくださいということをお願いするのは趣旨にかなうのではないのでしょうか。それを見れば、二酸化炭素の削減にこの事業がどのくらい貢献しているのかということ、たとえば、海外が何割で、国内が何割の場合だったらこうなりますとか、比率が変わったらこうなりますとか、そういうことを示してもらえれば、この事業が二酸化炭素削減という観点で、どれくらい貢献している事業なのかといったことが、おおよそ理解できますし、理解しやすいのではないのでしょうか。

○**河野委員** 最初に私がお伺いしたときの回答が、バイオマスは15万トンから20万トンを使うと、ほとんど海外からの輸入ということだったんです。国内からどのくらい供給するという話はありませんでした。だから、海外から船でそこに輸送してということで、それは経済的な理由が前面に出ているのだと思います。ただ、経済的にペイするからといって、海外の森林を濫伐採し、それを日本がどんどん

利用することが本当に良いものだろうかということも、せっかくカーボンニュートラルという高尚な言葉は前面に出て、だけど実態は石炭がメインで、実際にはバイオマスといえども海外のものに全量依存しているとか、そういった実態にならないようなことを、どこかで示しておく必要があるのではないかと思います。それで、一言も論議に上がらなかったのですが、竹がどのくらい提供できますか、どのくらいのお金でペイする形でいけますかといった話がでてくるかと私は思っていました。実は、竹の利用促進を検討しているグループは、竹チップを1キログラム当たり9～10円くらいで提供しようとか、そういうレベルまで検討しているわけですね。この地域では年間何千トンまで出せるだとかいうことまで検討を始めているグループがいくつかあるような状況なので、ぜひ、海外から輸入する量がこれくらいで、国内の目標がこれくらいのバイオマスを使うといった目標値をきちっと示していただきたいというのが、私の願いです。

**○堀越会長** 具体的には、資料2の一番最後のところに、今いただいたような意見を踏まえて、もう少し定量的に、具体的に示してくださいといったことを入れることができるかどうかということと、全体としては、対応の一番最初のところに、可能な限り定量的にといった、やっぱり、理念が先に立って、ちょっと観念的な部分が多いので、多分こういうことが入ったんだと思うんですけど、可能な限り定量的な説明をしてくださいということは記してあるんですけども。ですから、この最後の部分で、今のようなことを、文言として入れられるかどうかですよね。

**○土田委員** 河野先生がおっしゃることも最もだと思うんですけど、環境影響評価を行う上で、地球環境問題である二酸化炭素発生量についてどこまで言えるのかなど、いうこともあります。極端に言えば、たとえば、全然地球環境に寄与しない、石炭を輸入してきてガンガン燃やしますという事業だって、これが本当に必要なので石炭火力発電所を新しく増設したいといった事業も出てきて環境影響評価の審査をしてくださいということがあれば、地球環境を悪化するから二酸化炭素は出すなという意見は、環境影響評価という立場からは言えないと思うんですよ。地球環境問題としてではなく、より人々の生活に直接的な大気、水、土壌といった環境にどういった影響が出るのかといった観点での環境を審査するスタンスになると思います。しかしながら、今回の場合は、事業の目的そのものに地球環境問題の観点から二酸化炭素を削減することを言っているから、そう言うんだったら、それをちゃんと示してくださいよと、それから、海外から運賃をかけてでもバイオマスを輸送するのであれば、輸送行程で発生する二酸化炭素のことを考えてでも二酸化炭素削減になっているということ、ちゃんと示してくださいよと、さらには、バイオマスの調達先が国内ならもっと効果があるだろうから、その場合はどうなるのかとか、見通しはどうなのかとか、そういったこともちゃんと入れてくださいよと、言うことはできるのではないかと思います。ただ、必ず国内のものを使えとか、目標値を示せとは、それは事業そのものの成立にかかわるものなので、そこまでは言えないのかなという感じもするんですけど、如何なものでしょうか。

**○堀越会長** これは旗みたいなものかなと思います。こういう時代にあって、カーボンニュートラル、使われないで生物の働きで二酸化炭素に還元されているバイオマスを使いましょうと、旗みたいなものかなと私は思うのですが。それで、本当に混焼して、環境負荷が具体的に低減されるのかなというものは、そんなにうまくいかない面もあるように、ただ、やっぱり、そういう面も努力してやりましょうということの旗だとは思いますが。

**○土田委員** もう一つは、バイオマスの質ですよね。先生がおっしゃられたように、森林を伐採して出てくるものなのか、どういうバイオマスなのかという、それを見て納得できるような種類のバイオマスでなければ、海外から持ってくるときに、かなり無理な形でかき集めるようなバイオマスはどうかと。

有効活用という意味で納得ができるバイオマスであればいいのだけれども、どういったバイオマスなのかといった、バイオマスの質も保証していただけるような仕組みも説明していただかなければいけないのではないですかね。聞いて、海外から持ってきてもいいけど、なるほどなど、みんなが納得できるようなバイオマスならいいんですけど、そういうところもあるのではないのでしょうか。

**○堀越会長** 私もそこまで方法書を読み込んでいないのですが、海外のバイオマス源とはどのようなものなのでしょうか。多分、バンバン木を切るとかそこまではいかないと思うのですが。

**○胡麻田環境局次長** 昔は多分そういう、輸出するために切ることもあったのだらうと思いますが、さすがに、最近はないとは思いますが、正確には今お答えできません。日本でも、昔は、燃料にするためにわざわざ切っていたものを、間伐材とか間引きしたものとか、そういったものを活用するという発想になっています。そこは時代によって中身は変わってくるのだらうと思います。また、国によっても違って来る。そういう意味で、おっしゃられたように、事業の目的にカーボンニュートラルなもの、可能な限り混焼することで再生可能エネルギーの普及拡大と低炭素社会の実現に寄与するという目的の事業ですよとおっしゃられているので、温室効果ガスの項目が良いか、全体的な事業の項目とするのがよいか、どういう書き方になるのかというのはありますが、先ほどおっしゃられた設備の問題、そして設備の以前の思想の問題として、社会全体としてどういう原材料を使い、廃棄物をどういうふうに分するのかな、そういったことをきちんと明らかにすることで、住民の方々の理解を深めることが大切です。なぜ環境影響評価をするのか、どういった事業を行うのかをきちんと住民に説明することで住民の理解を深めていく、そして、より良いものに事業者さんがしていただければもっと良いと、いう形のものだと思いますので、今、理念は立派だけれども、本当にそうなのといったところをきちんと、数値で表してくださいという気持ちを、「可能な限り定量的な説明」を求めるところで、少し表していたつもりです。全体のもう少し細かいところですね、燃料の調達経路、調達方法、設備、それから、最後の処分、そういったものもきちんと明らかにする、そのうえで可能な限り定量的な説明をしていただく。一般の住民の方々も温室効果ガスを出してはいけないと考えながら電気も使う必要があるわけですから、どういうバランスを取っていくかということ、市民の方にお示しすることで、市民の方が判断し、考えていただくきっかけにさせていただけるような意見となるよう検討します。

**○堀越会長** 今いただいた御意見に基づいて、よろしく願いいたします。あと、これも要検討かなと思うのですが、一番最初の前文は、実務的なことが書いてありますよね。こここのところでも、本当は、発電所を新たに建設するのはこういう旗印でつくるんだというのを、入れた方がいいのかなどうなのかなと、そこらへんも検討していただけたらと思います。無理に入れても文章が変になってしまいますので、もし、流れの中に入るようであれば、そういうことも検討していただけたらなと思います。時間も押してきましたが、他に如何でしょうか。

**○林委員** 答申案の2ページ目の(3)水質のイの部分についてです。「複数の定点を設けて水温及び生物相」とありますが、これは水質もあつた方がいいのではないかという気が、ちょっとするんですね。というのは、これは多分、工業用水を使って、淡水の温水を流すことになるのだらうと思うんですね。かなりの量を。そうすると、温度だけでなく、いろんな要素もあると思います。たとえばpHもありましょうし、温かい淡水が混じってくることになりまして。そうしますと、ただ単に、水温だけでいいのだらうかなと。するともし生物相が変わるとすると、その関連も見えてこないかもしれません。そのこともあつて、「水温、水質・・・」と、水質の中に水温を含めてもいいのかもしれませんが、ちょっと気になるところです。以上です。

- 堀越会長 それはすることになっているんですよね。何箇所かで。
- 事務局 排水の水質につきましては、方法書の4-24ページで、CODと窒素とリンということで、調査する予定にはなっております。
- 林委員 それは、複数地点でやるのですか。（排水口を）出たところすぐではなくて。必ずそれをするということであれば。
- 事務局 COD、窒素、リンの項目について、3地点を予定しています。
- 林委員 塩分濃度もあった方がいいという気もしています。そんな意味も含めて水質ということですね。
- 堀越会長 ありがとうございます。如何でしょうか。
- 高井委員 今までに、実際、触れられていなかったところですが、この土地にこれだけの施設を作っていて、振動をするものを上に建てる場合に、ここは埋立地で、地下水を使っているところもありますし、もし、液状化が起こったりですね、高潮で冠水したりといった懸念も無きにしも非ずで、そういった安全な工法できちっとやりますといった担保が欲しい感じがするんですね。
- 堀越会長 それは、杭を打ち込んでといった話がありました。
- 高井委員 あまりパイルを打ちすぎますと、地下水にもいろんなところに影響が出てきますし。そういう建築自体に関しては、安全で安心な方法でやりますといった一言が欲しいと感じますね。
- 堀越会長 その辺は、現地調査の時に、埋立地ということを知っていますので、杭を打ち込んで、地盤をきちんとやりますといった話はあったような気はするのですが。
- 胡麻田環境局次長 資料3かっこ3のイのところに、「埋立地であるため地盤が弱く、タービン等の施設の設置に際して、共振現象や不等沈下が発生する可能性が考えられるため、適切な環境保全措置を検討し」といった形にしています。災害のことは書いていないのですが、液状化のことは若干頭にあって、こういった表現にしていますが、「災害」のことも言及した方が良いか・・・。
- 高井委員 高潮もあれば、地震もあれば、津波もあれば、川の増水もありますし。
- 寺本環境保全課長 先生のご意見を踏まえて、内容について検討します。
- 土田委員 （高潮、津波を考えると、）バイオ燃料ですので水につかたらよくないと思います。可能性がないとは言えないので、考えておかなければいけないのではないのでしょうか。
- 堀越会長 現地調査の時に堤防の話がありませんでしたか。
- 今川委員 国土交通省が、何メートルかつくとといった話がありました。

○**寺本環境保全課長** 国の事業でかさ上げを行うといった話を聞きました。どこまでかさ上げになるかといった細かい話はなかったですが。敷地南側のか所に護岸の整備があると。内容について検討します。

○**堀越会長** そこらへんも少し考えていただけたらと思います。そろそろよろしいでしょうか。事務局は、本日の意見を踏まえて答申案の修正をお願いいたします。修正した答申案と本日の議事録を、本日欠席の方も含めて、委員の皆さんにお送りいただければと思います。委員の皆さまにおかれましても、追加の意見や、言い足りなかったところがあれば、早めに書面で事務局の方に提出していただければと思います。このたびの市長意見の期限が9月10日ということですので、最終的な答申文については、慎重に対応いたしますので、会長に一任して頂くことを御了解頂ければと思います。よろしいでしょうか。すみません、よろしく願います。それでは、事務局は、答申案の修正と本日の議事録の作成をお願いします。事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○**寺本環境保全課長** 委員の皆様、大変熱心な御審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

会長に御指示頂きましたとおり、本日の議事録を早急にとりまとめまして、審査会での御意見を踏まえて答申案の修正をこれから行いたいと思います。また、委員の皆様には、修正したものを再度お送りいたしますので、宜しく願います。

そして、最終的に答申を頂きましたら、それに基づきまして、今年の9月10日までに広島県知事に対して広島市長の意見を述べることとなります。その後、広島県知事は、この広島市長の意見、海田町長の意見、坂町長の意見を考慮して、平成27年9月28日までに事業者に対して知事意見を述べることとなります。その後、事業者は、この知事意見を考慮するなどして、「環境影響評価の項目」や「調査、予測及び評価の手法」について、検討を加えて選定し、環境影響評価を実施することとなります。なお、今後の経過につきましては、適宜、皆様に御連絡申し上げます。以上でございます。ありがとうございました。

○**堀越会長** ありがとうございました。